

不動産登記に関する事務の一部の停止について

宮古市の施行に係る近内地区土地区画整理事業について、換地処分の公告が平成30年4月27日されたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間（下表の処理期間を参照願います。）は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、対象地域の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

盛岡地方法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
平成30年5月1日から平成30年5月31日まで(予定)	宮古市近内第1地割ないし第4地割，第6地割，第10地割ないし第12地割，宮古市太田一丁目，二丁目，宮古市近内一丁目ないし六丁目，宮古市西ヶ丘四丁目の各一部 (盛岡地方法務局宮古支局管轄)	宮古都市計画事業 近内地区土地区画整理事業